

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

平成 29 年 3 月 28 日 三重県告示第 238 号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 54 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 19 及び別表第 20 に規定する法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 19 及び別表第 20 に規定する法第 54 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 3 に定めます。

第 1 法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する機関。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）（(3)に該当するものを除く。）
 - (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
 - (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第 2 法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（法第 54 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 第 1 の 2(1)に掲げる機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 第 1 の 2(2)に掲げる機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (3) 第 1 の 2(3)に掲げる機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

第 3 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）Ⅰの第 1 の 1 の 1-2 及び 2 の 2-1 ただし書の規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

附 則

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に交付を受けた「都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定」（平成 28 年三重県告示第 244 号。以下「旧告示」という。）第 2 の 1(1)及び 2(1)に規定する適合証は、それぞれこの告示の第 2 の 1(1)及び 2(2)に規定する適合証とみなす。
- 3 旧告示は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止する。